

湖南省議会基本条例検証シート

令和5年（2023年）12/3～令和7年（2025年）4/14

湖南省議会改革推進特別委員会

湖南省議会基本条例検証シート

令和6年（2024年）4月

条	条 文	意 見	検証結果	対応・課題
前文	湖南省議会（以下「議会」という。）は、湖南省長とともに湖南省民の信託を受けて湖南省の二つの代表機関を構成している。議会は多人数による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、二元代表制の特性をいかし、市民の意思を市政に的確に反映させるため、互いの抑制と均衡を図りながら湖南省として最良の意思決定を導く共通の使命が課されている。 地方分権の進展にともない自治体の主体的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会の役割はますます大きくなっている。議会は、自由闊達な討議を通して、その持てる機能を十分に駆使し、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点・争点を明らかにし、広く市民に積極的な情報の公開を進める。また、市民との意見交換の場を多様に設けることにより、市民に開かれた議会、市民に身近な信頼される議会をめざし、市民との協働のもと、議会のめざすべき理念を達成するために、この条例を制定する。	・「地方分権の進展にともない自治体の主体的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会の役割はますます大きくなっている。」の部分は今の状況と異なるのでは。 ・当時の状況下で制定された条例なので特に変更の必要はない。 ・冒頭は、「議会と市長の二元代表制」の説明であり問題はない。次段は、根拠や具体的な役割については触れていないが「議会の役割が大きくなっている」ことを謳っており問題はない。しかし、後段の「論点・争点を明らかにし、広く市民に積極的な情報の公開を進める」の部分については、全国的に「自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点・争点を明らかにしない広報」が流行っているように感じる中で、文章後段の「広く市民に積極的な情報の公開を進める」の部分が強調されがちであるので、文章前段の「論点・争点を明らかにし」で終わるのも一つだと考える。最後の「市民と	☒ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	・条例制定当時は、「情報公開」や「自由討議」がその条例の核として扱われていた。 「情報公開を進める」の部分については、条例内の「情報公開」の部分にも影響があるため、条例を全て検証した後に、前文で出た意見を踏まえて再協議する。 ・全条文の検証後に、再検討した結果、条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。と結論付けた。 ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく

				の意見交換の場を多様に設ける」 については「市民との協働のもと」 ということで、概ね理念に沿って 実行しているが、議論の余地はあ る。		
第 1 章 総 則	第 1 条	目 的	この条例は、市民に身近な議会及び議員の活動の 活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項 を定めることにより、市民が安心して生活できる 豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的と する。	・ 特になし	☒ 1 条文に従い、これまで どおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い、新たな取 り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	・ 特になし ・ 1 条文に従い、これまでどおり 取り組んでいく。
第 2 章 議 会 及 び 議 員 の 活 動 原 則	第 2 条	議 会 の 活 動 原 則	議会は、市民を代表する議決機関であることを常 に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視し て、市長等執行機関の市政運営状況を監視するも のとする。 2 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反 映させるために必要な政策を自ら立案し、又は執 行機関に提案することにより、市民と一緒にまち づくりの活動に取り組むものとする。 3 議会は、市民に開かれた議会をめざして情報公 開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決 又は運営についてその経緯、理由等を説明する責 任を果たすものとする。 4 議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うた めに、この条例に規定するもののほか、議会運営 の基本となる湖南省議会会議規則（平成 24 年湖南 市議会規則第 1 号）、湖南省議会委員会条例（平成 16 年湖南省条例第 197 号）及び議会内での申し合わ	第 1 項 ・「市長等執行機関の市政運営状 況を監視するものとする。」は、 「…監視し質すものとする。」 の方が良いと思う。 ・「監視」について他市では、執 行機関や執行機関からの報告事項 に対する質問や組合議会の報告な どが位置づけされているが、そう いった取り組みが「質す」という ことだと思う。つまり、「質問」 することで「監視」機能が果たさ れることになると思う。 ・他市の例を見ていると、「監視 機能」は、「チェック機能」でも あることから、市政が適正に行わ れているかをチェックする役割を	☐ 1 条文に従い、これまで どおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い、新たな取 り組みを検討する ☒ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	第 1 項 ・「市民を代表する議決機関であるこ とを常に自覚し、公正性、透明性及び 信頼性を重視して、市長等執行機関 の市政運営状況を監視及び評価する ものとする。」に仮決定し、最後に再 確認して決定する。 ・ 3 条文を改正する。 第 2 項 ・「議会は、市民の多様な意見を把握 して市政に反映させるために必要な 政策を立案し、又は質問を行うこと で執行機関に提案することにより、 市民と一緒にまちづくりの活動に取 り組むものとする。」に改正する。（た だし以下の意見を参考）

		せ事項を継続的に見直すものとする。 5 議会は、市民の傍聴の意欲を高めるような議会運営に努めるものとする。	担っていることになり、「質す」ことも「チェック」に含まれると思う。 ・他市の例だが、「監視及び評価」となっているところもある。 ・「事業評価」については、条例第8条第2項に「議会は、政策等の提案を審議するにあたっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする」とあり、第9条第2項に「議会は、市長が執行した事業等の評価を行わなければならない」とある。 第2項 ・「議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために必要な政策を自ら立案し、」とあるが、「議会は」の書き出しであるのに、後半に「自ら」との記載があり、議会なのか議員なのか混同する。 ・「自ら」は集団をささない事ではない。 ・「議会は政策立案をすることによって、執行機関に意見を提案す		・議論の中での意見を確認 (上野議長の意見) 「議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために一般質問、決議、請願等を通して、執行機関に提案することにより、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。」 ・議論の中での意見を確認 (堀田委員の意見) 「議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために必要な政策を立案し、又は(質問を行うことで)執行機関に提案するものとする。」 ・全条文の検証後に再検討した結果、当初の内容に改正する。 ・3 条文を改正する。 第3項 ・条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。 ・議員個人の情報公開において、「事実でない経緯等を書いてはならない」といった規定が必要である。 ・全条文の検証後に再検討した結
--	--	---	--	--	--

			る」とも読めるが、議員は、一般質問によって政策立案している議員活動を議会が保障していることから、「自ら」は「議会」と読み替えても良いと思うので、「必要な政策を立案し、又は質問を行うことで執行機関に意見を提案することにより…」に改正した方が良いと思う。 ・「政策立案」と「一般質問」を同じステージと捉えたい。 ・議会の政策立案時には、予算提案権がなく、理念政策の提案に限られる点は注意が必要だと考える。 ・「立案」及び「提案」には、「一般質問」や議員提出議案である「意見書」、「決議」も含まれると思う。 ・執行機関への提案は、議会も議員も委員会もすべて含まれるという解釈になると思う。 ・「市民との協働」ということがメインテーマだと思う。 ・<u>「市民の多様な意見の提案」とは、請願、決議、一般質問が含まれると思うので、「議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反</u>	果、「事実に基づいて」を加える。 ・ 3 条文を改正する。 第4項 ・ 特になし ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。 第5項 ・「議会は、市民の関心を高めるような議会運営に努めるものとする。」に改正する。 ・ 3 条文を改正する。 第6項 ・ 第12条を新たに第6項として移行する。 ・ 3 条文を改正する。
--	--	--	--	---

			<u>映させるために一般質問、決議、請願等を通して、執行機関に提案することにより、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。」に改正した方が良いと考える。</u> <u>（「必要な政策を自ら立案し」をより具体的に改正（一般質問、決議、請願等を通して））</u> ・第2条は「議会の活動原則」であるが、各項のベースは第3条の「議員の活動原則」と重なっており同じ原理・原則だと思う。 ・条文改正ではなく、条文の意味の捉え方を解説の修正により説明する方法もあると思う。 ・神戸市議会では、「政策提言を行うものとする。」との表現にしているので、本市議会の条例においても、前段で「市民の多様な意見を把握して…政策を立案し、…提案する」としているのだから、「市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。」はいらないと思う。 ・検証としては、「市民と一緒にまちづくりの活動に取り組む」ことが出来ているか否かが一つのポ	
--	--	--	---	--

			イントになる。 ・「自ら立案し」の「自ら」が個人か議会かが分かりにくい。 ・「提案する」とは、執行部の提案に対して提案することも意味しているのか分かりにくい。 ・「自ら」には、議員個人、委員会、議会も含むものと理解する。 ・「自ら」の文言は削除しても良いと思う。 ・「執行部の提案に対して提案する」については、修正案の提案という解釈でよいと思う。 したがって、「提案する」には、「執行部の提案に対して提案する」つまり「修正案」も含まれるものと理解できる。 第３項 ・インターネットでの議会中継や議事録も議会の情報公開の取組と捉えてよいのか。 ・他市でも、情報公開には、ネット中継や政務活動費の公開も含まれると解釈しており、本市議会でも既に取り組んでいることである。ただ、その経緯理由までというと、現状で足りているのか疑問	
--	--	--	--	--

			である。 ・「議会だより」には「討論」を掲載している。「討論」は賛否の意見であるので、まさに「経緯、理由等を説明する責任を果たす」ことになると思う。それ以上の具体的で、丁寧な内容は議員各自の責任だと思う。<u>ただし、議員個人の責任における情報公開も、議会の意見と齟齬があってはならないことから、その点については、例えば、「事実でない経緯等を書いてはならない」といった規定が必要である。</u> 第4項 ・特になし 第5項 ・傍聴人数の記録はあるのか（事務局→傍聴人数及びネット中継視聴件数の記録はある。）そういった記録をフィードバックすることにより議員の注意喚起につながるのでは。 ・子ども連れで利用できる傍聴席があればよい。 ・ネット中継の視聴者も傍聴人と	
--	--	--	--	--

			捉えてよいと思う。(事務局→ここにいう傍聴は、実際に傍聴席で傍聴されることをさす。) ・傍聴とは、「湖南省議会傍聴規則」に規定されているように、本会議場の傍聴席で、傍聴の手続きをしての傍聴を意味している。 ・「市民の傍聴の意欲」の傍聴は、インターネット視聴も含めてよいと思う。 ・インターネット録画中継の視聴件数は把握しているのか？(事務局→把握している。) ・<u>「傍聴の意欲を高める」とあるが、現状では議場での傍聴に努めるのは厳しいと思うので、「傍聴の意欲を高めるような」ではなく、「議会に関心を持ってもらえるような」に改正した方が良いのでは。</u> ・「傍聴」ではなく「傍聴・視聴」としてはどうか。さらに、「議会に興味を持って頂く」ことも大事だと思う。 ・「傍聴」とは「会議や裁判など議論を傍らで聞く」ことなので、インターネット視聴は別であり、「傍聴」と一緒にはできない。	
--	--	--	---	--

			・「議会に関心を持ってもらう」と捉えれば意味に広がりを持つてるのでは。 議会だよりの「広告刷りのような見出し」も、見やすくしたり、関心を持ってもらったりするための取組だと思うし、動画配信などでのアピールするのも含まれると思う。 ・「傍聴」と言うよりは「関心を持つような議会運営に努める。」ということが重要であるので、変更の必要はないと考える。 ・条例制定当時と比較してネット環境が大きく変わっているので、その点の考慮が必要。 ・議会運営において、「市民の傍聴の意欲を高める」との傍聴の位置づけには疑問がある。 ・「市民に関心を持ってもらえる議会運営」に重点を置くなら、「傍聴」にこだわる必要はない。		
第3条	議員の活動原	議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を図らなければならない。 2 議員は、市政の課題全般についての市民の意見を的確に把握するとともに、不断の自己研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をしな	第1項 ・「自由な討議の推進」については、条例第11条「討論による合意形成」に出てくるので、その際に<u>議論</u>する。	☐ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☒ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	第1項 ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。 第2項 ・ 1 条文に従い、これまでどおり

		則 なければならない。 3 議員は、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上をめざして活動しなければならない。	第2項 ・「不断の自己研さん」とは、平素の調査活動、研修活動や、閉会中の調査や勉強会等による取り組みであり、それによって「市政の課題全般についての市民の意見を的確に把握する」については実績を上げていけばよいと思う。 また、改選後の新人議員に対する議会運営の研修も「自己研さん」に含めるべき。 第3項 ・他市では、「議会の構成員として市民全体の福祉の向上を目指し活動すること」、「市政全般について、個別及び地域別等の市民の意見を把握するとともに、みずからの資質を高めるために、常に研さんを行い、真に市民の代表としてふさわしい活動すること」、「市民全体の福祉の向上をめざすこと」等となっており、本市条文の「一部団体及び地域の代表にとらわれず」との記載はない。 ・<u>「一部団体及び地域の代表にとらわれず、」の部分</u>を、<u>「個別及び地域別等の市民の意見を把握し</u>	取り組んでいく。 第3項 ・「議員は、個別及び地域別等の市民の意見を把握して、市民全体の福祉の向上をめざして活動しなければならない。」に改正する。 ・ 3 条文を改正する。 第4項 ・ 第13条第1項を第3条に新たに第4項として移行する。 ・ 3 条文を改正する。
--	--	--	---	---

			<u>て、…」に改正することに賛成する。</u> ・第2項と第3項の違いが明確でない。		
第4条	会派	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。 3 会派は政策立案、政策決定及び政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。	第1項～第3項 ・「湖南省議会会派及び会派代表者会議規程」に、会派は2人以上で結成との規定がある。 ・条例第2項の規定は、「湖南省議会会派及び会派代表者会議規程」には無く、会派結成届等にも記載する箇所はない。 ・第1項で「会派を結成できる」、言い換えれば「会派を結成しなくてもよい」との規定であるのに対し、第3項では「会派間での調整や合意形成」という重要な規定となっており、矛盾を感じるし、「会派は2名以上」との規定にも矛盾を感じるが、条例はこのままでよいと思う。しかし、会派結成を1名で認めるとか、会派に所属しない議員への配慮が必要だと思う。 ・第1項の「会派を結成することができる」と、第3項の「合意形成」の規定には、矛盾はないと思う。	☒ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

				・旧町時代は会派制ではなかった。合併時は、会派制ありきの議論で、「2名以上、3名以上」の議論が主であり、最終的に「2名以上」で決定し現在に至っている。 ・湖南省議会は、「会派制」を取ったうえで、「会派は2名以上」と規定したことによって「1人会派」は存在しなくなったのでは。 ・1人会派を認めている議会もあるが、「会派」とは、「政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する」ものである以上、1人で成立するのか疑問である。 ・第1項～第3項は問題ないと思う。 ・「湖南省議会会派及び会派代表者会議規程」に、「会派は2人以上で結成」との規定があるので、条例に同様の規定は必要ないと思う。		
第3章 市民	第5条	市民参加及び	議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会等を原則公開するとともに、会期中又は閉会中を問わず、市民が議会の活動に参加できるような	第1項 ・「議会活動に関する情報」とあるが、第18条の「議会広報の充実には、市政に係る重要な情報」とあり、表現の仕方が違うがどうか。 ・議会広報とホームページ、本会	☐ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく ☒ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	第1項 ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。 第2項 ・全てを公開する規定は設けるべき

と 議 会 の 関 係		市 民 と の 連 携	懇談会等を開催するように努めるものとする。 3 議会、常任委員会、特別委員会等の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、審議に必要な場合は提出者の意見を聴くものとする。 5 議会は、市民、市民団体及び NPO 等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。	議のネット中継でその説明責任を果たしている。 第2項 ・市民が議会の活動に参加できるような懇談会等とは具体的には何か？ （委員長）→議会報告会が該当するのでは、他には思い当たらない。 ・現状の全員協議会は公開していないが、条例には「特別委員会等」とあることから、常任委員会、特別委員会以外の会議、いわゆる会議規則に定めている「協議または調整を行うための場」である全協、会派代表者会議等も含まれると解釈できる。 ・公務として開かれている会議は基本的に公開だが、視察など公開が難しいものについては事後報告でよい。また会議は非公表であっても、議論の結果を公表するのの一方法である。非公表にあたる事案が思い当たらず、公開で差し支えないと思うが、やむを得ず非公表で進めざるをえないものがあれば非公表も選択肢となる。 ただ、会派代表者会議等の場合		ではない。 ・「原則公開」としているので、臨時的な非公開は可能である。 ・「等」に含まれる会議は公開、非公開を決めればよい。 ・「公開」が会派代表者会議や委員長会議等には及ばないようにする方が、混乱を招かず、現状追認、公明正大であると思うので、「等」を消してはどうか。 ・「等」を外して公開する会議体を限定するのは、透明性からすると後退したように受け取られるので、しっかりした説明責任が伴う。 ・市民目線からすれば全て公開にした方が良いが、現場で不具合が生じないのかの観点も必要である。 以上の意見を基に要検討 ・全条文の検証後に再検討した結果、「<u>特別委員会等</u>」の「等」は残して、「<u>協議等の場</u>」の会議の公開については先例申し合わせ集で規定することとした。 ・2 条文に従い、新たな取り組みを検討する。と結論付けた。 第3項 ・1 条文に従い、これまでどおり
----------------------------	--	----------------------------	---	--	--	--

			であれば、議員の公務という形ではなく、例えば議員が任意に集まって行っている会議という形にすれば傍聴という形にしなくてもよいと思う。 （委員長）→会派代表者会議は任意の会議ではない。 会議規則に「協議または調整を行うための場」として、議員全員協議会、会派代表者会議、委員会協議会などが公の会議として位置づけられている。 会派代表者会議の所管事項は会派代表者会規定に規定されており、議会人事もその一つである。 議員全員協議会は、議員全員で協議・確認・報告の場である。先の全協で協議した「議員の問題行動」などは、その問題行動自体が確定したものでもない中での議論が公開になじむのか議論が必要である。 「特別委員会等」の規定の「等」には、全協や会派代表者会議などの「協議または調整を行うための場」が含まれると解釈すべきである。そうすると、「等」に含まれる会議も公開すべきということにな	取り組んでいく。 ・ 今後、参考人制度、公聴会制度を活用するように努める。 （予算計上もポイント） 第４項 ・ １ 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。 ・ 陳情の取扱いについては要検討 ・ 全条文を検証した結果、「陳情の取扱いについて」は、先例申し合わせ集で規定していることから、検討の必要なしと結論付けた。 第５項 ・ １ 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。
--	--	--	---	--

			る。 特別委員会、常任委員会を秘密会にすると決すれば、傍聴は無く、事後公表も無く、公開は一切ないことになる。 秘密会にして公開をしないことは可能だが、過去の事例は多くはない。 例えば、会派代表者会議での議会人事について、決定に至るまでの協議が公開に馴染むのか議論が必要である。 全協等を、常任委員会等に倣って秘密会にした過去の例はないと思う。 また、今まで全員協議会とか代表者会議の傍聴希望もなかったし、あまり傍聴になじむ会議ではないのではと思う。 公開のもとになる条文なのでしっかり議論していただきたい。 ・例えば、議会報告会で団体を選ぶ際の認定のときの内容を公開した場合に、その選定に対して不満が出る恐れがある。市の入札においても細かな内容まで公開されていない中で、議会が一人全て公開するのは馴染まない。	
--	--	--	--	--

			全国の議会が同じ考えのもと、一言一句に至るまで公表してないのはそういうことだ。 会派代表者会議の人事を公開した場合に、当事者の議員よりも先に市民が知ることになるという、知る順番の話にもなる。 以上の理由により、すべてのことを公表するというような規定は設けるべきではない。 ・「常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに」とあるので、臨時的に非公開にすることも可能になると思う。また、その他の会議については、逆に公開と非公開を記載すれば良いと思う。 （委員長）→会議規則の第 166 条に「協議または調整を行うための場」として別表で、議員全員協議会、会派代表者会議、委員長会議、総務常任委員会協議会、福祉教育常任委員会協議会、産業経済常任委員会協議会、予算常任委員会協議会、決算常任委員会協議会、議会広報委員会、議会災害対策会議が位置付けられており、「等」には、それらの会議がすべて含まれると解釈すべきだと思う。	
--	--	--	---	--

			・ <u>議会は原則公開するとの部分を限定させるべきで、「公開」が会派代表者会議や委員長会議等には及ばないようにする方が、混乱を招かないし、現状追認、公明正大であると思うので、「等」を消してはどうか。</u> (委員長) → <u>理想を追求すれば全て公開とした方が市民目線では良いと思うが、そうした場合に、現場で不具合が生じないのかとの観点も必要であり、非常に難しい問題である。</u> 「等を外して、会議を限定した方がいい」との意見は、現場のことを考えると、尤もな話であるが、<u>「等」を外して公開する会議体を限定するということは、透明性からすると後退したように受け取られるため、しっかりした説明責任が伴う。</u> 他の項目は、「そのままが良い」との意見が多かった。実践できるように努力することが重要である。 第3項 ・ 常任委員会、特別委員会の運営	
--	--	--	---	--

			にあたり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、専門的、政策的識見を反映とあるが、今までに取り入れたことはあるのか？ （委員長）→請願の意見陳述の時に参考人制度を活用しているのでは。公聴会制度の活用は一度もないと思う。 ・ 法律的なことや政策形成に関係するようなことなど、専門性の高い方を参考人に招致することも必要だと思う。 （委員長）→<u>第 19 条に「専門的知見の活用」があるので、そこで議論する。</u> 参考人制度は、請願の意見陳述には活用できているが、委員会の閉会中の調査等では活用はしていないし、報酬等の公聴会制度も過去にはしていない。<u>今後、条例に従って活用していくということが大事</u> ・ 「市民の専門的又は政策的識見等」というのは、「誰の意見でも取り入れる」のか、「限定した人の意見を取り入れる」のかという解釈による。 ・ 参考人制度、公聴会制度について	
--	--	--	--	--

			ては、請願の意見陳述においては活用できているが、委員会の閉会中の調査等での活用はできていない。今後の取り組みが必要である ・湖南省議会の議会報告会は、「意見交換」か「説明責任」か、何れの位置づけなのか？ （委員長）→当初は報告会の部分もあったが、後半は意見交換の場となっている。 ・2項は「懇談会を開く」、4項は「請願などに関して提出者の意見を聞く」、5項は「意見交換会を開く」と書かれており、3項は「専門的な意見を参考人や公聴会を使って取り入れる」とあり、何れも市民の声をいかにして取り入れるかという手段が掛かっているので、3項の文言はこのままでよい。 ただ、実態としては、必ずしも全てを實踐しないといけないのかという問題もあるが、議会運営の実態を条項に合わせて取り組むことが大切である。 （委員長）→条文の内容と実態が余りにも乖離しているのであれば、實踐している部分を変えていくのも1つ、条例の規定に手を加	
--	--	--	---	--

			えるというのも１つであるから、そのあたりの議論が必要。 第４項 ・<u>請願に至らない陳情は結構あるが、条項からすれば、陳情も請願と同じ扱いになる。しかし、現状は「全議員に配布」の場合もあるが、「議長において聞き置く」ことが多いのが実態である。条文との乖離については議論が必要である。</u> 第５項 ・議会報告会の１つのパターンとして、市内の各種団体の皆さんと意見交換をしている。		
第 6 条	議 会 報 告 会	議会は市政の諸課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって議員及び市民等が自由に意見を交換する議会報告会を行うものとする。 2 議会報告会に関することは、別に定める。	・現在は、報告会と言っても、報告はせずに意見交換を行っているので、議会報告会という名前が適しているのか議論が必要だ。 ・議会報告会の後に「や懇談会」を追記すればよい。<u>（議会報告会等）</u> ・議会報告会の所管についてはどう思うか？ ・議会基本条例では「自由に意見を交換する場」とあり、「報告会」	☐ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☒ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	見出し <u>（市民との意見交換会）</u> ・ 3 条文を改正する。 第１項 「議会は市政の諸課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって議員及び市民等が自由に意見を交換するものとする。」に改正する。 ・ 3 条文を改正する。

			なのか、「自由に意見を交換する場」なのかが分かりにくいので、名前を、「<u>報告会</u>」ではなく「<u>懇談会</u>」に変えてもいいと思う。 <u>議会広報委員会が広聴も兼ねて、「広報広聴委員会」とし、議会報告会も所管する方向へシフトすべきでは。</u> ・長浜市議会の基本条例は、「<u>議会報告会</u>」ではなく「<u>市民との意見交換等</u>」としている。（事務局からの参考例） ・広報委員長として講習を受けた際に、<u>広報委員会としては広聴の分野が占める部分が大きい</u>と言われている。広報広聴委員会として広聴の方法等も協議出来たらよいと思うが、<u>現在委員数が5名であるので、1～2名の増員が必要だ</u>と思う。 <u>広聴を第6条に集約するか、もしくは、広報の条項に集約するか</u>したほうが良い。 ・「議会報告会」ではなく、先の長浜市の例のように、「<u>市民との意見交換</u>」の方が、よりわかりやすい。 「議会報告会」というと、報告が先にあるべしみたいなイメージで	第2項 「市民との意見交換会に関することは、別に定める。」 ・ただし、修正して第6条を活かすのか、それとも第18条「議会広報の充実」で広聴と合体するなどの方法については最後に協議する。 ・「議会広報委員会」を「議会広報広聴委員会」に名称変更する事や、当該委員会の所管事項に議会報告会を加えることについて、議会運営委員会で協議して頂くよう進言する。 （進言済→議運で協議中） ・全条文の検証後に、再検討した結果、当該条文を改正視することを確認した。 ・ 3 条文を改正する。
--	--	--	--	---

				捉えてしまいがち。		
第4章	第7条	緊張感の保持	議会審議において、議員と市長等執行機関は、緊張感の保持に努めなければならない。 2 議会の代表質問及び一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。 3 市長等執行機関は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して、反問することができる。 4 議長は、市長による専決処分を最小限にとどめるべく、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第101条2項の規定に基づく議会招集の請求を積極的に行うよう努めるものとする。 5 議会は閉会中に市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。	第1項 ・特になし 第2項 (委員長)→他議会では質疑も一問一答で行っているところがある。 <u>本市議会の一般質問は、先例申し合わせ集で、一括方式、分割方式、一問一答方式の3つを決めており、そのうち、一問一答だけを基本条例で規定している。</u> ・第7条「緊張感の保持」に「一問一答」が規定されているが、<u>一問一答があたかも緊張感の保持を助長するかのようになっているのは、今の世代からすれば少し違うと思う。緊張感の保持は、一問一答に限られるものではなく、一般質問の全てに係るものであるため、「論点及び争点を明確にするよう努める」</u> (委員長)→質問の方法は先例申し合わせで決めている。 今となっては、必要あるのかというのはある。	□1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく □2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☒3 条文を改正する □4 その他	第1項 ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。 第2項 ・「議会の代表質問及び一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするよう努める。」→要検討 (検討の結果、上記内容を確認した。) ・上記の修正をするならば、「一般質問は、一括方式、分割方式又は一問一答方式のいずれかの方法で行い、」を追記→要検討(検討の結果、上記内容を確認した。) ・3 条文を改正する。 第3項 ・<u>委員会における反問権の運用については、先例申し合わせ集において見直しを検討する。</u> ・2 条文に従い、新たな取り組みを検討する。 第4項 ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

			第3項 ・「反問することができる」というのは、どういった場で適応されるのか？ 実施していないのであれば、実態に合わせて削除するのによし。 （委員長）→生田市長の、聞き返すような発言が、反問と紛らわしいので、議長が「反問するなら、反問しますと明確に姿勢を示してください」との指摘をしているのであって、制止している訳ではない。 <u>基本条例では、「議長又は委員長の許可」となっており、反問権は本会議、委員会ともに行えるが、先例申し合わせ集は、本会議の規定だけで、委員会の規定がないため、見直しが必要である。</u> 第4項 ・特になし 第5項 ・特になし		第5項 ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。
第8	市長	議会は、市長が提案する計画、政策、施策及び事業等（以下「政策等」という。）について、政策等	第1項 ・（委員長）→例えば、定例会の	□ 1 条文に従い、これまで	第1項 ・定例会前に、議会から「こういう部

	条による政策等の形成過程の説明	の水準を高めるため及び市民への公開のため、<u>市長に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求める。</u> (1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策との比較・検討 (4) 市民参加の実施の有無及びその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 政策実施に関わる財源措置 (7) 将来にわたる効果及び費用 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。	前に事前に、議会から「こういう部分については、丁寧に説明をしてください」という申し入れ書を送る。 「政策の背景、経緯、比較検討、市民参加、総合政策との整合性、財源、効果と費用」について、「説明に努めるよう求める」ということなので、提案説明の際には、これらの内容を含んだ説明に努めることを、毎回、事前に申し入れる。 (年度初めに、これらの説明を含み、漏れない説明に努めるよう求める。) 第2項 ・「執行後における政策評価に資する審議に努める。」の政策評価とは事業評価になるのかなと思うが、それが次年度予算に活かされているのか。 (委員長)→予算審査の中で、事業評価に対する回答書を資料として審査しており、事業評価を次年度予算に活かす取り組みは実践している。	どおり取り組んでいく ☒ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	分については、丁寧に説明をしてください」と申し入れる。→要検討 (検討の結果、<u>条例を実践するため、議長は、提案予定の計画、政策、施策及び事業等について、毎3月定例会に、湖南省議会基本条例第8条第1項第1号から第7号について、資料を提示して説明に努めるよう市長に対して申し入れるものとする。</u> <u>なお、提案予定の計画、政策、施策及び事業等については、3月定例会後の各定例会においても確認するものとする</u>と決定した。) ・2 条文に従い、新たな取り組みを検討する。 第2項 ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。
第	予	議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、	第1項	☐ 1 条文に従い、これまで	第1項

9 条	算 及 び 決 算 に お け る 政 策 説 明 資 料 の 作 成	議会の審議に付すにあたっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求める。 2 議会は、市長が執行した事業等の評価を行わなければならない。また、その評価を次年度以降の予算に、十分反映させるよう求めなければならない。	・この条文通りで、問題ない。 ・予算、決算委員会等の説明資料で、もう少し丁寧な説明が必要 ・<u>年度初めに、執行部に対し予算及び決算議案の丁寧な説明資料の作成を求める。</u> 第2項 ・決算常任委員会で事業評価を実施し、次年度予算に反映させるべく評価結果を執行部に提示している。	どおり取り組んでいく ☒ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	・全条文の検証後に、再検討した結果、<u>毎3月定例会に、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう申し入れるものとする</u>ことを確認した。 ・2 条文に従い、新たな取り組みを検討する。 第2項 ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。
第 10 条	法 第 96 条 第 2 項 の 議 決	法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等執行機関がともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。 (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、市行政の各分野に	・<u>総合計画に基づく各種計画の構成図を作成し、条項の計画と具体計画の掌握に努める。</u> ・<u>条文に規定されている計画以外に「議会が必要と認める計画」を入れるべきでは。</u> ・議決の計画如何を問わず、議会に対してはタイムリーな説明が必要 <u>（「教育に関する計画」の修正前</u>	☐ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく ☒ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	・総合計画に基づく各種計画の構成図を作成する。 ・意見に基づき、一部修正について検討する。（検討済） ・全条文の検証後に、再検討した結果、<u>湖南市議会基本条例第10条に議決事件として規定している「計画、指針その他これらに類するものに関する事」と及び「提携又は協定」については、議決を必要としな</u>

		事件 おける、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。）で、次に掲げるもの ア 都市計画及び上下水道等に関する計画 イ 社会福祉、医療及び介護に関する計画 ウ 農林水産業及び商工業その他の産業の振興に関する計画 エ 市民生活の安全、交通及び環境に関する計画 オ 次世代育成及び男女共同参画に関する計画 カ 教育に関する計画 (3) 市が他の公共団体等と結ぶ提携又は協定	<u>に存在していた条文である。修正理由を含め事務局において調査する。)</u>		<u>い計画等も含め、その全体構成図を作成し議会に提出することを求める。</u> 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する。と結論付けた。 第10条第1項第2号の、「カ」の次に、「キ 特に議会が必要と認める計画」を加える。 （先例申し合わせ集5-16「議会基本条例第10条に基づく議決事件」として具体的な計画等が記載されているが、全体構成図を基に精査する必要がある。また、<u>「新たに策定される計画等については、議会基本条例第10条の規定事項であれば、議決事件とするか議会運営委員会で協議する」や「新たに策定する時のみではなく、変更、廃止も議決事件とする」との記載もあり、条例との関連についても精査する必要がある</u>ので、<u>議会運営委員会で協議願いたい。</u>）
--	--	---	---	--	---

第5章 討論の拡大	第11条	討論による合意形成	議会、議員による討論の場であることを認識し、議長は、議員相互間の公平で自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。 2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして課題を共有し合意形成に努めるとともに、その結果について市民に対して説明責任を十分に果たさなければならない。 3 議員は、前2項による議員相互間の討議を拡大するため、政策、条例及び意見書等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。	第1項 ・ 条例では、「議会は討論の場」、「議長は討議を中心とした運営に努める」と規定しているが、<u>本会議での自由討議は1度も無く、その運用手順も決めておらず、「討議を中心とした運営」は実践できていない。</u>（会議規則で規定して委員会の運用は実施している。） ・ <u>条例と実践に乖離が見られるので、改善が必要である。</u> ・ <u>本会議で自由討議を行っている先進地研修を実施すべき。</u> 第2項 ・ <u>「討論、議論を尽くして課題を共有し合意形成に努める」ことについては実践できておらず、条例と乖離しているので改善が必要である。</u> 第3項 ・ 新設の条例提案などはしていない。 ・ 条例提案などの研修を実施する。 ・ 例えば、まず、条例提案を行うことを決めてから取り組むなどの	☐ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☒ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	第1項 ・ 条例と実践の乖離を改善（本会議での自由討議をどうするのか） ・ 先進地研修の実施 ・ 全条文の検証後に再検討した結果、第1項は第3条第1項と同内容のため、当該条項は削除する。 ・ 3 条文を改正する。 第2項 ・ 「討論による合意形成」の実践を検討する。 ・ 全条文の検証後に、再検討した結果、第2項は第5条第1項と同内容のため、当該条項は削除する。 ・ 3 条文を改正する。 第3項 ・ 政策、条例、意見書等の提出については、その取り組みについて検討する。 （条例を活かすための取組の検討） ・ 全条文の検証後に再検討した結果、第3項は第2条第2項と同内容のため、当該条項は削除する。 ・ 3 条文を改正する。
-----------	------	-----------	---	--	--	---

				手法を実践しないと現実にはなかなか取り組めないのでは。 ・成果を上げるための条例づくりは疑問である。意見書は時々提出しているし、その際に討議も行っていると理解している。 ・条例提案については、提案に対する戸惑いや不安、また提案の方法など、分からない部分が多いので、まず取り組むことが大切だ。		※第5章は第11条のみであるため、第11条の削除に伴い、第5章は削除する。
第6章 委員会の活動	第12条	委員会の運営	委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。 2 委員会は、市長提出の議案等の審査又は所管事務の調査によって把握した市政の課題について、その解決を図るため、積極的に政策提案を行うよう努めるものとする。 3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に開催するよう努めるものとする。	第1項 ・特になし 第2項 ・今回の議会報告会（中学生サミット）の開催後のチャレンジシステムの活用が本条項の実践である。 第3項 ・「懇談会」は議会報告会が該当するのでは。 ・「市民の要請」に応じた懇談会なので、議会報告会とは異なる	☐ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☒ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	第1項 ・条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。 ・全条文の検証後に再検討した結果、第1項は削除し、当該条項は第2条第6項第1号として移行する。 ・3 条文を改正する。 第2項 ・条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。 ・全条文の検証後に再検討した結果、第2項は削除し、当該条項は第2条第6項第2号として移行する。

				のでは。 ・「市民の要請」がある場合を想定した懇談会として規定を残すべきで、議会報告会とは別と解釈すべきである。		・ 3 条文を改正する。 第 3 項 ・ 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。 ・ 全条文の検証後に再検討した結果、第 3 項は削除し、当該条項は第 2 条第 6 項第 3 号として移行する。 ・ 3 条文を改正する。 ※第 6 章第 12 条は削除する。 ・ 3 条文を改正する。
第 7 章	第 13 条	政 務 活 動 費	政務活動費については、湖南省議会政務活動費の交付に関する条例(平成 16 年湖南省条例第 5 号)に定めるものとする。 2 議員は、政策立案及び調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。	第 1 項 ・ 特になし 第 2 項 ・ 「議員は」で始まっているが、湖南省議会政務活動費の交付に関する条例では、「湖南省議会の会派または湖南省議会議員の職にあるもの」で始まっており、この部分が異なる。 ・ 「政策立案及び」とあるが条例には無い。 ・ 「証拠書類の公開」、「使途の透明性」とあるが、条例の第 9 条、第 10 条で規程している。 ・ 第 2 項は、政務活動費の交付に	☐ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☒ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	第 1 項 ・ 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。 ・ 全条文の検証後に再検討した結果、第 1 項は第 3 条に新たに第 4 項として移行する。 ・ 3 条文を改正する。 第 2 項 ・ 第 2 項は削除する。 ・ 3 条文を改正する

				関する条例に、全部、規定い でなくてもいいのでは。		
第 8 章	第 14 条	議 員 研 修 の 充 実 強 化	議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。 2 議会及び議員は、市民の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の事例等を調査研究し、その結果を市民に公表、報告することに努めなければならない。	第1項 ・特になし 第2項 ・「その結果を市民に公表、報告することに努めなければならない」とあるが、研修報告書等を含め議会だよりやホームページで報告している。	☒ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	第1項 ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。 第2項 ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。
会 事 務 局 の 体 制 整 備	第 15 条	議 会 事 務 局 の 体 制 整 備	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。	・議員側から言えば、「充実強化に努めてください」と言うしかないのでは。 ・予算ヒアリングで、議会の顧問弁護士の予算要求をしており、現在は保留となっている。(議会事務局) ・四日市市議会では実施されている。(議会事務局) ・議会の顧問弁護士がないと、ハラスメントの相談窓口が無い事になる。 ・顧問弁護士の設置を強く求めたい。 ・議会運営については、大津市議会局や県内他市の議会事務局に聞いている。先進的な事例について	☒ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

			は県議会事務局にも聞く。また議会運営については、全国市議会議長会事務局に聞いている。(議会事務局) ・顧問弁護士については、全国市議会議長会の事例も調査すべきである。実現して欲しい。		
第16条	予算の確保	議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。	・予算とあるが、人事も含まれると思う。議会運営に関しては、正規職員が必要だと感じている。 ・会津若松市の基本条例に全く同じ条文があり、策定時の参考にしたと思う。 ・他に参考にしたと思われる京丹後市と伊賀市には無い。 ・削除も含めて保留にし、最後のまとめで検証してはどうか。 ・この条文が無くても差し支えないのでは。 ・予算要求の根拠になるのであった方が良いのでは。	☒ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。
第17条	議会図書室	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。 2 議員は、議会図書室の活用に努めるものとする。	第1項 ・議会図書室は、第4委員会室の奥にあるが、実質は倉庫の状況。(議会事務局) ・古い図書は、事務局判断で廃棄して、一応整理はしているが、古い図書ばかりの状況であり、もう	☒ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	第1項 ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。 第2項 ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

			少し整理が必要だと感じている。 （議会事務局） ・議会図書室は、甲西図書館の司書が兼務しており、資料探しに利用したことがある。 ・議会図書室は存続する必要があると思う。 ・図書館の司書を使って、資料集めとかに活用すべきだと思う。 ・議会運営や質問に関する図書を毎年購入している市町もあるので、本市議会でも図書の購入を進めるべきだと思う。 ・議会図書室の現状はいかなものかなと思う。 ・毎年ではないが、地方自治法や地方公務員法等が改正される都度、参考資料を購入しているが、図書室には配置していない。（議会事務局） ・本市議会事務局では、資料を取り寄せたり、情報を持っている他市の議会事務局に問い合わせたりという形で対応しており、あまり司書に依頼する事は無い。（議会事務局） ・議会図書室は、地方自治法第100条第18項で、都道府県及び	
--	--	--	---	--

			市町村議会に設置することが義務づけられている。(議会事務局) ・ 図書については、毎年、消耗品の中で図書購入費という形で計上している。(議会事務局) ・ 条文はそのままが良い。 ・ 図書館の司書を活用することが、司書を育てることにつながる。 ・ 他市議会では、「市町村の要覧」、「質問力で作る政策議会」の他にも、「式辞挨拶の公用実例集」などの実用書もあるので、議員に必要な図書を聞くことも必要である。 ・ 議会図書室として見た目からも整備することが大切である。 ・ 議員必携など必要不可欠な本は、新人議員に配布している。 (議会事務局) ・ 事務局で、少しずつでも図書室の整備に心がけて頂きたい。 ・ 議員の声を聞いて、必要な図書の購入に力を入れていただきたい。 第2項 ・ 特になし。	
--	--	--	--	--

第18条	議会広報の充実	議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対して公表するとともに、市民からの意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に市民に周知するよう努めるものとする。 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。	第1項 ・第6条の「議会報告会」、第5条の「説明責任とか情報公開」とかぶってくる。 ・京丹後市では、「議会広報の充実」に「議会だより」の単語が入っている。(議会事務局) 「議会だよりで定期的に市民に周知するよう努めるものとする」となっている。 ・京丹後市の第2項は、ほぼほぼ同じ。(議会事務局) ・伊賀市の「議会広報の充実」は本市議会の第2項と全く同じ。 ・京丹後市も伊賀市も、第1項は、本市と異なり、「各議員の対応を議会交付の広報で公表する等」となっている。 ・第18条は「議会広報の充実」だが、「市民からの意見要望等を取り上げ」となっており、第5条、第6条と混同している。 第5条、第6条の規定の次に、第18条の「議会広報の充実」とした方が分かりやすい。 第2項 ・特になし	□1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく □2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☒3 条文を改正する □4 その他	第1項 ・伊賀市と同じく、「議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。」の規定に改正する。 ・3 条文を改正する。 第2項 ・条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。 ※第18条（議会広報の充実）は、現第6条の次に、新たに第7条として移行する。
------	---------	---	---	---	---

	第19条	専門的知見の活用	議会は、市の直面する重要課題に対応するため、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用に努めるものとする。	・「大学等と研究機関との連携」には、取り組みたい。 ・議会の広報について大学の専門機関と連携している例がある。 ・<u>「どういふことを大学と連携したいのか検討する必要がある。」</u> ・専門的知見については<u>第5条第3項にも記載があるので、この点も考慮する必要があるのでは。</u> ・内容的には、このままでよいのでは。	☐ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく ☒ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	・<u>「今後は、大学の研究機関との連携について、事務局において、他市の先進的な取組みの資料を収集し、それらを参考にして検討を進めていく。」</u> ・2 条文に従い、新たな取り組みを検討する。
第9章	第20条	議員の政治倫理	議員の政治倫理の規範は、湖南省政治倫理条例(平成17年湖南省条例第29号)に定めるものとする。 2 議員は、市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある一切の行為を厳に慎み、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。	第1項 ・特に意見はなし 第2項 ・第1項は、湖南省政治倫理条例に定めるものとなっているが、第2項では、前半から中段辺りまでは、政治倫理条例第4条第1項第1号に書かれている文言と全く同じ内容であり、後段の「責任を正しく認識し」については、政治倫理条例第2条「市長等及び議員の責務」で、「自ら役割と責務を深く自覚し」と規定している。また、最後の「使命の達成に努めなければならない」は、政治倫理条例第2条で、「自ら研鑽に励むと	☐ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☒ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	第1項 ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。 第2項 ・第2項を削除して、他市の条例を参考にした文章を例示する。 「議員は、市民全体の奉仕者として、その倫理性を常に自覚するとともに、条例を規範として順守しなければならない。」(要検討) ・全条文の検証後に再検討した結果、第2項の内、湖南省政治倫理条例に規定している部分については削除し、京丹後市の政治倫理条例を参考として改正した。 ・3 条文を改正する。

遇				ともに、良心に従い責任ある政治活動に努めなければならない」と規定されていることから、基本条例第 2 項の内容は、政治倫理条例の内容とほぼ同じである。 ・第 2 項は、すでに政治倫理条例と重複するので記載の必要はなく、削除した方が良い。 ・政治倫理条例と重複する箇所の一部だけを規定する意義があるのならいざ知らず、ないのであれば削除してもよい。 ・わざわざ規定しているのは、それだけ重要という事だと思うので、削除せずこのままでよいのでは。 ・政治倫理条例は平成 17 年制定、議会基本条例は平成 24 年制定。 ・同一の事柄を違う法律で規定するということについては非常に危惧している。 ・湖南省が参考にしたのであろうと思われる、京丹後市議会の場合の政治倫理については、「議員の政治倫理は別に条例で定める。なお、議員は市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚するとともに、条例を規範として遵守しなけ		
---	--	--	--	---	--	--

			ればならない」 伊賀市議会の場合は、「議員は伊賀市議会議員政治倫理条例を規範とし、遵守しなければならない」 会津若松市議会は、「議員は高い倫理的義務を課せられていることを深く自覚し、会津若松市議会議員政治倫理条例を遵守し、審議の保持に努めなければならない」に加えて、政治条例の重要な部分ということで、それを拾い出して第２項にしているのでは。 ・ 条例で定めるとしながら、詳しく書いているケースが結構あるので精査が必要。 ・ 第２項を書くとしても、もう少し簡単にしてはどうか。 ・ 第２項を減らして、１項に「ちゃんとやりましょうね」という文を増やしてはどうか。 ・ 第２項を削除して、他市の条例を参考にした文章を例示する。		
第 21 条	議員定数	議員定数は、湖南市議会議員定数条例(平成 19 年湖南市条例第 20 号。以下「議員定数条例」という。)に定めるものとする。 2 議員定数条例の改正は、市長が提案する場合及び法第 74 条第 1 項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、委員会又は議員が提案するも	第 1 項 ・ 第 21 条は議員定数条例、そして第 22 条は議員報酬等条例に定めている。 第 2 項	☐ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☒ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	見出し ・「議員定数及び議員報酬」に改正する。 ・ 3 条文を改正する。 第 1 項

			のとする。 3 議員定数条例の改正にあたって、委員会又は議員が提案する場合は、市政の現状や将来展望を十分に考慮するとともに、参考人制度や公聴会制度を活用し市民の意向を把握したうえで、明確な改正理由を説明しなければならない。	・市長及び市民の直接請求での提案に加え、委員会もしくは議員が提案できる。 ・第21条と第22条は1つにすべき。 第3項 ・委員会、議員が提案する場合には、参考人制度や公聴会制度を活用して市民の意見を把握しなさい。 ・第21条と第22条は1つにすべき。		・第21条（議員定数）と第22条（議員報酬）を一つにして、第21条とする。 ・「議員定数は、湖南省議会議員定数条例（平成19年湖南省条例第20号。以下「議員定数条例」という。）に定めるものとし、議員報酬は、湖南省議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年湖南省条例第47号。以下「議員報酬等条例」という。）に定めるものとする。」に改正する。（要検討） ・全条文の検証後に再検討した結果、改正案のとおり確認した。 ・3 条文を改正する。 第2項 ・第21条（議員定数）と第22条（議員報酬）を一つにして、第21条とする。 ・「議員定数条例又は議員報酬等条例の改正は、市長が提案する場合及び法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、委員会又は議員が提案するものとする。」に改正する。（要検討） ・全条文の検証後に再検討した結果、改正案のとおり確認した。
--	--	--	---	--	--	--

					・ 3 条文を改正する。 第 3 項 ・ 第 21 条（議員定数）と第 22 条（議員報酬）を一つにして、第 21 条とする。 「議員定数条例又は議員報酬等条例の改正に当たって、委員会又は議員が提案する場合は、市政の現状や将来展望及び議会の健全な運営について十分に考慮するとともに、議長が定める方法により、類似団体や市民の客観的な意見を参考にして決定するとともに、明確な改正理由を説明しなければならない。」に改正する。 （要検討） ・基本条例検証後に、議員定数及び報酬の議論を行うので、それと併せて協議する。 （東近江市など最近に条例改正された市議会を参考資料とする。） ・全条例の検証後に再検討した結果、改正案通りとすることに決定した。 ・ 3 条文を改正する。
第 22 条	議員報酬	議員報酬は、湖南省議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年湖南省条例第 47 号。以下「議員報酬等条例」という。)に定めるものとする。	第 1 項 ・ 第 21 条は議員定数条例、そして第 22 条は議員報酬条例に定めている。第 21 条と第 22 条は 1 つに	☐ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する	第 22 条第 1 項～第 3 項 ・ 第 21 条と第 22 条は 1 つにして第 21 条とし、第 22 条第 1 項～第 3 項は削除する。

		2 議員報酬等条例の改正は、市長が提案する場合及び法第 74 条第 1 項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、委員会又は議員が提案するものとする。 3 議員報酬等条例の改正にあたって、委員会又は議員が提案する場合は、市政の現状や将来展望を十分に考慮するとともに、参考人制度や公聴会制度を活用し市民の意向を把握したうえで、明確な改正理由を説明しなければならない。	すべき。 第 2 項 ・市長及び市民の直接請求での提案に加え、委員会もしくは議員が提案できる。 第 3 項 ・委員会、議員が提案する場合には、参考人制度や公聴会制度を活用して市民の意見を把握しなさいと言われている。 ・第 21 条と第 22 条は 1 つにすべき。(各条の第 2 項と第 3 項は同一) ・基本条例制定後に議発等の提案はしていない。 ・他市議会では、公聴会制度を利用せずに議発提案しているところもある。 ・議員手当は？他市議会では見うけられる。 本市議会で導入するのであれば、議員報酬条例と議会基本条例をセットで提案すべきでは。ただ、予算が伴うので、現実には、市長提案が望ましいのでは。 ・定数・報酬については、基本条	☒ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	・ 3 条文を改正する。 ・基本条例検証後に、議員定数及び報酬の議論を行うので、それと併せて協議する。 (東近江市など最近に条例改正された市議会を参考資料とする。) ・全条文の検証後に再検討した結果、基本条例の検証を終えてから、議員定数及び議員報酬の協議に移行することを確認した。
--	--	---	---	--	---

			例を制定するまでに、議会改革推進特別委員会で１年ほど協議している。その後、議員の身分に関する協議を経て、最終的には特別委員会を設置して協議している。その中では、「議員の報酬等は専業としての生活給を基本とし、類似団体を参考としながら」との案もあった。そういった議論を経て、平成 25 年の改正に至っている。 ・平成 25 年は、定数と報酬をセットで市長提案しているが、それまでの定数は全て議発で行っている。報酬の議発は一度もない。 ・<u>「議員報酬の改正にあたっては議員が提案する場合は、議長が定める方法により、市民の客観的な意見を参考にして決定するものとする」</u> <u>定数は、「いろいろな市民の意見を聞いたり、事例を参考にしたりして決定するものとする」と、簡潔な書き方が良いのでは。</u>（東近江市を参考） ・第 1 項は、「八王子市の市議会議員定数条例に定めるところによる」だが、第 2 項は、「議員定数の改正にあたっては、行財政改革	
--	--	--	---	--

				の視点及び他市との比較だけでなく、市民の多様な意見の市政への反映、市長等の事務執行の監視機能に考慮し、市民の意見を聴取した上で、決定するものとする」となっている。 ・湖南省の場合は、市民の意向を得る方法として、参考人制度と公聴会制度を明確に規定して縛られてしまっており、他の方法による市民の意向調査ができないのは課題である。 ・改正理由を明確にするうえからも、条例の規定に、その根拠となるものを示す方が良い。例えば、人口や類似団体など。		
第10章	第23条	最高規範性	この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例と整合を図るものとする。 2 議会は、この条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。	第1項 ・特に意見はなし 第2項 ・十分とは言えない。 ・レクチャーしていくような場所、機会は、あった方がいい。 ・「議会は、…しなければならない」になっているが全くできてない。 ・私が議員になったときは、事務局から政務活動費についてレクチ	☐ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☒ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	第1項 ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。 第2項 ・主体は議長にし、基本条例のみに関わる研修ではなくもう少し広げた内容の文言を検討する。 ・「議長は、この条例の理念を浸透させるため、初めて当選した議員に対し、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、議会運営や政務活動費な

的 な 検 討				ヤーを受けた。その同じタイミングで行うと良いのでは（川波委員） ・今回の補選では、澤田議員、曾我部議員に手引きがあることは伝えたが、細かな内容についてのレクチャーはしていない。（議会事務局） ・新人議員への研修については何も決まっていない。 ・私の時は、政務活動費とタブレットの使い方のレクチャーを受けたが、議会運営については全く分からないので研修して欲しいと思った。以前はあったと聞いていた。 基本的な事項のレクチャーはあった方が良い。（副田副委員長） ・<u>基本条例の研修であるが、政務活動費、タブレット、議会運営等々の必要事項とともに基本条例も研修の機会が必要である。</u> ・<u>「議会」とあるが、責任を明確にする観点からも「議長」が良いのでは。</u> ・実際には、研修をしていないのだから削除するという案もある。		どの必要事項とともにこの条例に関する研修を行わなければならない。」に改正する。（要検討） ・全条文の検証後に、再検討した結果、「議会」を「議長」に改正し、「研修の対象者」及び「研修内容」を追加する改正を確認した。 ・ 3 条文を改正する。
	第	議	議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びに	・ 特に意見はなし	☒ 1 条文に従い、これまで	・ 1 条文に従い、これまでどおり

24 条	会 及 び 議 員 の 責 務	これらに基づいて制定される議会に関する他の条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。		どおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	取り組んでいく。
第 25 条	継 続 的 な 検 討	議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	・基本条例制定後、その検証を目的に議会改革推進特別委員会が設置されたが、主たる目的が議会報告会や事業評価となってしまう、その検証はされてこなかった。 事業評価は決算常任委員会に、議会報告会も（仮称）広報広聴委員会で検討中であり、今後においては基本条例の検証が行える。 ・<u>「必要があると認めるときは」を「随時」に改正すべき。</u> ・特別委員会設置の根拠となるような条文が良いのでは。 ・<u>常設の委員会なので、特別委員会のままでよいのか疑問である。</u> 現在、議会運営委員会において、（仮称）広聴広報委員会についても協議されているので合わせて協議願えばよい。	☐ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する ☒ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	・「議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、随時、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」に改正する。 ・全条文の検証後に再検討した結果、「必要があると認めるときは」を「随時」に改正することを確認した。 ・ 3 条文を改正する。